の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	(1) 平成十七年度臨時財政対策債 (2) 平成十八年度臨時財政対策債 (3) 平成十九年度臨時財政対策債 (4) 平成二十年度臨時財政対策債 (5) 平成二十一年度臨時財政対策債 (6) 平成二十二年度臨時財政対策債 (7) 平成二十三年度臨時財政対策債 (8) 平成二十四年度臨時財政対策債 (9) 平成二十五年度臨時財政対策債 (10) 平成二十六年度臨時財政対策債 (11) 平成二十七年度臨時財政対策債 (12) 平成二十八年度臨時財政対策債 (13) 平成二十九年度臨時財政対策債 (14) 平成三十年度臨時財政対策債 (15) 令和元年度臨時財政対策債 (16) 令和二年度臨時財政対策債 (17) 令和三年度臨時財政対策債 (18) 令和四年度臨時財政対策債 (19) 令和五年度臨時財政対策債 (20) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和六年度臨時財政対策債」という。）	千円

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　令和六年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時財政対策債償還基金費」に係る補正は、種別補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う種別補正に用いる法第十三条第二項の規定による率は、附則別表第十二の十三に定めるところによるものとする。

5　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第二十九号の規定により分別又は按分するものとする。令和六年度臨時財政対策債に係る分別又は按分についても同様とする。